

熱中症対策に資する現場管理費の補正の運用について

1. 用語の定義

(1) 真夏日

5月1日から9月30日までの期間における日最高気温が30℃以上の日をいう。

ただし、夜間工事の場合は、5月1日から9月30日までの期間における作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。

(2) 工期

工事の始期日から工事の終期日までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、工事の始期日から着手日までの期間および工事の終期日より20日前の期間は、含まない。

(3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

①当初から適用する場合

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日日数} \div \text{工期}$$

②既契約工事に適用する場合

$$\text{真夏日率} = \text{基準日から工期末までの真夏日日数} \div \text{工期}$$

2. 対象工事等

(1) 対象工事

主たる工種が屋外作業である工事、除草・剪定等の土木施設維持管理委託を対象とする。

ただし、工場製作工を含む工事は、当該期間を工期および真夏日から除くものとする。

(2) 対象地域

全ての地域を対象とする。

3. 積算方法等

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正值を算出し、現場管理費率に加算する。

なお、補正值は、「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正」および「緊急工事の場合」と重複する場合においても最高2%とする。

また、補正は変更契約において行うものとする。

(1) 現場管理費

$$\text{対象純工事費} \times ((\text{現場管理費率} \times \text{補正係数}) + \text{補正值})$$

(2) 補正值の算出

$$\text{補正值} (\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} \ast$$

※補正係数：1. 2、補正值、真夏日率は小数点以下3位を四捨五入し2位止めとする。

(3) 施工箇所点在型への適用

施工箇所点在型工事については、点在する箇所毎に補正を行うことができるものとする。

る。

4. 気温の計測方法等

(1) 計測方法

受注者に施工計画書へ、計測期間中における気温の計測方法および観測箇所を記載させる。

気温の計測は、原則として、以下のいずれかの公表データを収集する^{※1}こととする。また、観測地点は、施工現場の最寄り地点とし、施工期間中の変更は行わないものとする。

- ① 気象庁が公表している地上気象観測所の気温
- ② 環境省が公表している観測地点の暑さ指数 (WBGT)

なお、WBGT を用いる場合は、WBGT が 25℃以上となる日を真夏日とみなす。

運動に関する指針

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31℃以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合には中止すべき。
31～35℃	28～31℃	厳重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。 暑さに弱い人 [※] は運動を軽減または中止。
28～31℃	25～28℃	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
24～28℃	21～25℃	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21℃未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

※暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など
(公財) 日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2019)より

(参考) 気温および WBGT の掲載箇所

気象庁HP <https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php>

環境省HP http://www.wbgt.env.go.jp/wbgt_data.php

ただし、これにより難しい場合は、事前に監督職員と協議のうえ、施工現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

なお、計測に要する費用は受注者の負担とするものとする。

※1 データの収集および報告資料作成に当たっては、「熱中症対策に資する現場管理費の補正額算出サイト」(<https://nechusho.kensetu-navi.com/>)を使用することも可とする。

(2) 計測結果の報告

別紙1を参考に工事打合せ簿により報告させるものとする。報告時には計測結果の資料

添付させるものとする。

(3) 真夏日日数の確認方法

受注者からの報告書をもって確認を行う。

5. 既契約工事における変更

(1) 気温の計測期間

計測期間は、受発注者協議により「基準日」を定め、当該基準日から工期末までの期間のうち5月1日から9月30日における、真夏日にあたる日数を計測するものとする。

なお、計測方法等については、4. に準じること。

6. 対象工事である旨等の明示

7. 特記仕様書の記載例に基づき、特記仕様書に明示するものとする。

7. 特記仕様書の記載例

【当初から適用する場合】

第〇条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

(1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う工事である。

(2) 受注者は、施工計画書を提出する際に、本工事の工事期間中における真夏日の計測方法および観測箇所を明示すること。

(3) 真夏日とは5月1日から9月30日までの期間における日最高気温が30℃以上の日をいう。

ただし、夜間工事の場合は5月1日から9月30日までの期間における作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。

なお、WBGTを用いて真夏日を計測する場合は、WBGTが25℃以上となる日数を真夏日とみなす。

(4) 工期とは、工事の始期日から終期日までの日数をいう。ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、工事の始期日から着手日までの期間および工事の終期日より20日前の期間は、含まない。

(5) 対象期間内の真夏日率の算出の考え方は、次のとおりとする。

真夏日率＝工期期間中の真夏日日数 ÷ 工期

(6) 真夏日日数を確認後、現場管理費率を補正し、工事請負契約約款第24条の規定に基づき請負代金額を変更する。

※除草委託等の場合は「真夏日日数を確認後、現場管理費率を補正し、請負代金額を変更する。」

【変更契約により適用する場合】

第〇条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

(1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う工事である。

(2) 監督職員と協議のうえ基準日を定め、基準日から工期末までの期間のうち、5月1日から9月30日における真夏日にあたる日数を計測すること。

(3) 受注者は、施工計画書を提出する際に、本工事の工事期間中における真夏日の計測方法および観測箇所、基準日を明示すること。

(4) 真夏日とは5月1日から9月30日までの期間における日最高気温が30℃以上の日をいう。

ただし、夜間工事の場合は5月1日から9月30日までの期間における作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。

なお、WBGTを用いて真夏日を計測する場合は、WBGTが25℃以上となる日数を真夏日とみなす。

(5) 工期とは、工事の始期日から終期日までの日数をいう。ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、工事の始期日から着手日までの期間および工事の終期日より20日前の期間は、含まない。

(6) 対象期間内の真夏日率の算出の考え方は、次のとおりとする。

真夏日率＝基準日から工期末までの真夏日日数 ÷ 工期

(7) 真夏日日数を確認後、現場管理費率を補正し、工事請負契約約款第24条の規定に基づき請負代金額を変更する。

※除草委託等の場合は「真夏日日数を確認後、現場管理費率を補正し、請負代金額を変更する。」

8. その他

地域の実情等により、対応が困難な場合については、上記によらないことができる。